

平成29年3月定例会議案概要

◆議案第49号 平成28年度松戸市一般会計補正予算（第4回）

【財政課】

既定の歳入歳出予算の総額1,565億2,833万6千円に、歳入歳出それぞれ31億1,626万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,596億4,460万5千円とする。

(単位：千円)

歳入歳出補正予算	補正前の額	補正額	計
	156,528,336	3,116,269	159,644,605

(1) 歳出の主なもの

事業内容	補正前の額	補正額	計
特別職・一般職・任期付短時間職員等人件費	25,718,487	342,015	26,060,502
寄附採納事業（ふるさと納税）	42,678	△ 36,017	6,661
障害者介護給付費支給事業（生活介護）	3,615,325	165,000	3,780,325
障害者訓練等給付費支給事業（共同生活援助）	1,251,475	184,500	1,435,975
障害児通所支援事業（放課後等デイサービス）	852,182	298,500	1,150,682
地域型保育運営事業	740,984	278,960	1,019,944
保育所運営委託事業	4,707,377	367,303	5,074,680
病院事業会計負担金・出資金	2,859,413	995,200	3,854,613
企業誘致事業	85,623	△ 50,934	34,689
住宅支援事業（三世帯同居等住宅支援業務）	54,500	16,000	70,500

(2) 歳入の主なもの

事業内容	補正前の額	補正額	計
国) 放課後等デイサービス給付費負担金	308,418	149,250	457,668
国) 子どものための教育・保育給付費負担金	1,813,744	281,400	2,095,144
国) 小中学校学校施設環境改善交付金	858,216	157,123	1,015,339
県) 放課後等デイサービス給付費負担金	154,209	74,625	228,834
県) 子どものための教育・保育給付費負担金	914,975	141,797	1,056,772

一般寄附金（ふるさと納税）	80,000	△ 70,000	10,000
都市計画総務費寄附金	393,456	506,000	899,456
土木債（道路橋りょう、都市計画、排水路、市営住宅）	7,793,900	△ 276,800	7,517,100
教育債（小中義務教育施設、高等学校、社会教育施設、社会体育施設）	3,210,000	△ 212,600	2,997,400
前年度繰越金	5,128,963	2,049,572	7,178,535

（3）基金積立金等

	平成27年度末 現在高	繰入		積立	平成28年度末 現在高
		補正前の額	3月(取止め)		
財政調整基金	13,578,389	0	0	672,372	14,250,762
安全で安心なまちづくり基金 （公共施設等バリアフリー化）	91,399	△ 50,000	50,000	385	91,784

（4）継続費補正

[変更]	北松戸保育所解体事業
[総額]	100,000千円 → 89,695千円
[年割額]	平成27年度 30,000千円 → 30,000千円
	平成28年度 70,000千円 → 59,695千円
[変更]	コア保育所大規模改造耐震改修関係事業
[総額]	310,000千円 → 279,354千円
[年割額]	平成28年度 130,000千円 → 119,319千円
	平成29年度 180,000千円 → 160,035千円
[変更]	あきらこ線橋橋りょう補修事業
[総額]	200,000千円 → 166,328千円
[年割額]	平成27年度 80,000千円 → 80,000千円
	平成28年度 120,000千円 → 86,328千円
[変更]	常盤平駅南口バリアフリー化整備事業
[総額]	287,530千円 → 281,666千円
[年割額]	平成27年度 29,549千円 → 29,549千円
	平成28年度 258,071千円 → 252,207千円

[変 更] 松戸駅周辺施設等整備事業
 [総 額] 829,162千円 → 722,628千円
 [年割額] 平成28年度 210,185千円 → 147,194千円
 平成29年度 484,646千円 → 336,992千円
 平成30年度 134,331千円 → 238,442千円

[変 更] 常盤平南部住宅1号棟耐震改修事業
 [総 額] 380,000千円 → 365,040千円
 [年割額] 平成28年度 170,000千円 → 165,399千円
 平成29年度 210,000千円 → 199,641千円

[変 更] 小金原併存住宅耐震等改修事業
 [総 額] 202,000千円 → 179,569千円
 [年割額] 平成28年度 129,000千円 → 117,911千円
 平成29年度 73,000千円 → 61,658千円

(5) 繰越明許費

番号制度導入事業ほか 26件 3,671,066千円

<歳出の概要>

○特別職・一般職・任期付短時間職員等人件費 増 3億4,201万5千円
 一般会計全体の特別職・一般職・任期付短時間職員人件費について、決算見込みを勘案し措置する。

○寄附採納事業 減 3,601万7千円
 今年度の一般寄附金の実績を勘案し、減額措置する。歳入の一般寄附金（ふるさと納税）についても、併せて7,000万円の減額補正をする。

○障害者介護給付費支給事業 増 1億6,500万円

○障害者訓練等給付費支給事業 増 1億8,450万円

○障害児通所支援事業 増 2億9,850万円

サービス給付利用者実績の増加に伴う決算見込みを勘案し措置する。

○地域型保育運営事業 増 2億7,896万円

小規模保育所入所者数の増に加え、国の規準（公定価格）の改定に伴う所要の経費を、歳入の国及び県支出金と併せて措置する。

○保育所運営委託事業 増 3億6,730万3千円

運営費にかかる国の基準（公定価格）改定に伴う委託料積算基準の見直しにより増額し、歳入の国及び県支出金と併せて措置する。

○病院事業会計負担金・出資金 増 9億9,520万円

病院事業の医業収益の減に伴い、市立病院で7億円、東松戸病院で3億円の減収補てん分を繰り出す。

○企業誘致事業 減 5,093万4千円

実績により減額措置する。

○三世代同居等住宅支援業務 増 1,600万円

交付件数が想定をさらに上回ることが見込まれることから再度の増額措置をする。

<歳入の概要>

○国) 小中学校・学校施設環境改善交付金 増 1億5,712万3千円

小中学校冷房化事業にかかる同交付金の追加交付を受けたことに伴う財源更正を、教育債の減額補正と併せて措置する。

○都市計画総務費寄附金 増 5億600万円

土地開発公社の解散に伴う残余財産の見込み額について、定款に基づき松戸市に寄附を受け入れるため、増額して措置する。

○前年度繰越金 増 20億4,957万2千円

平成27年度の実質収支の残額を措置する。

<基金積立金等の概要>

○財政調整基金積立金 6億7,237万2千円

前年度繰越金の剰余金及び土地開発公社解散に伴う残余財産の寄附金を原資として積み立てる。

○安全で安心なまちづくり基金 38万5千円

前年度繰越金の剰余金等を勘案し、同基金から一般会計への繰入を取止める。

これにより、3月補正後の各基金の現在高は、財政調整基金が、142億5,076万2千円、安全で安心なまちづくり基金が、9,178万4千円とする。

<継続費補正の概要>

○各事業の補正については、事業の進捗による年割り額の変更や事業費の確定に伴う減額及び財源更正を行う。

<繰越明許費の概要>

○番号制度導入事業ほか26件

地方自治法の規定により繰越明許する。主な理由は、国の補正予算に対応する事業で年度内の事業完了が困難なものや、関係機関との協議に時間を要した事による。

◆議案第50号 平成28年度松戸市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）

【国民健康保険課】

既定の歳入歳出予算の総額585億4,978万6千円から、歳入歳出それぞれ476万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ585億4,502万円とする。

(単位:千円)

歳入歳出補正予算	補正前の額	補正額	計
	58,549,786	△ 4,766	58,545,020

(1) 歳出

事業内容	補正前の額	補正額	計
総務管理費（一般職・再任用職員人件費等）	633,586	△ 15,937	617,649
諸支出金（病院事業会計繰出金等）	323,298	11,171	334,469

(2) 歳入

事業内容	補正前の額	補正額	計
国庫支出金（財政調整交付金等）	10,498,124	17,192	10,515,316
県支出金（財政調整交付金）	2,672,823	2,000	2,674,823
一般会計繰入金	2,908,391	62,683	2,971,074
国民健康保険事業財政調整基金繰入金	369,379	△ 86,641	282,738

<歳出の概要>

- 総務管理費（一般職再任用職員人件費等） 減 1,593万7千円
システム改修費の増額及び決算見込みを勘案した人件費の減額を措置する。
- 諸支出金（病院事業会計繰出金等） 増 1,117万1千円
国保松戸市立病院の繰出金及び事業費の確定に伴う国庫返還金を措置する。

<歳入の概要>

- 国庫支出金（財政調整交付金等） 増 1,719万2千円
病院事業会計に繰り出す特別調整交付金や災害臨時特例補助金の決算見込みなどを勘案して措置する。
- 県支出金（財政調整交付金） 増 200万円
病院事業会計に繰り出す財政調整交付金を措置する。
- 一般会計繰入金 増 6,268万3千円
決算見込み等を勘案し、保険基盤安定繰入金、財政安定化支援事業繰入金を措置する。
- 国民健康保険事業財政調整基金繰入金 減 8,664万1千円
決算見込み等を勘案し減額する。

◆議案第51号 平成28年度松戸市下水道事業特別会計補正予算（第1回）

【下水道整備課】

既定の歳入歳出予算の総額139億4,464万5千円に歳入歳出それぞれ2億2,067万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を141億6,531万6千円とする。

(単位：千円)

歳入歳出補正予算	補正前の額	補正額	計
	13,944,645	220,671	14,165,316

(1) 歳出

事業内容	補正前の額	補正額	計
一般職・再任用職員人件費	380,070	△ 9,949	370,121
流域下水道維持管理費負担金	2,614,293	40,000	2,654,293
公共下水道整備事業	3,351,252	190,620	3,541,872

(2) 歳入

事業内容	補正前の額	補正額	計
国) 公共下水道整備費補助金	855,000	60,000	915,000
一般会計繰入金	3,500,000	△ 227,398	3,272,602
前年度繰越金	30,000	179,972	209,972
雑入	20,112	86,997	107,109
公共下水道事業債	2,842,100	121,100	2,963,200

(3) 繰越明許費

松戸第2処理分区汚水準幹線整備業務ほか 5件 569,045千円

<歳出の概要>

○一般職・再任用職員人件費 減 994万9千円

決算見込みを勘案し減額する。

○流域下水道維持管理費負担金（江戸川左岸） 増 4,000万円

決算見込みを勘案し措置する。

○公共下水整備事業 増 1億9,062万円

国庫補助事業費の確定により工事費を増額する。併せて歳入の公共下水道整備費補助金の増6千万円を措置する。

<歳入の概要>

○一般会計繰入金 事業費及びその他歳入の確定により減額する。	減 2億2,739万8千円
○前年度繰越金 27年度事業費の確定に伴い措置する。	増 1億7,997万2千円
○雑入 申告更正に伴う消費税還付金額を措置する。	増 8,699万7千円
○公共下水道事業債 事業費の増に伴い起債を増額する。	増 1億2,110万円

<繰越明許費の概要>

松戸第2処理区分汚水準幹線整備業務ほか5件を繰越明許する。

◆議案第52号 平成28年度松戸市介護保険特別会計補正予算（第2回）

【介護保険課】

既定の歳入歳出予算の総額343億6,329万4千円から、歳入歳出それぞれ9,368万円2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ342億6,961万2千円とする。

(単位：千円)

歳入歳出補正予算	補正前の額	補正額	計
	34,363,294	△ 93,682	34,269,612

(1) 歳出

事業内容	補正前の額	補正額	計
一般職人件費	441,479	△ 20,575	420,904
通所型サービス事業	772,181	△ 54,243	717,938
訪問型サービス事業	317,931	△ 31,107	286,824
介護給付費等準備基金積立金	596,726	23,737	620,463

(2) 歳入

事業内容	補正前の額	補正額	計
介護保険料現年度分	7,957,696	△ 397	7,957,299
国庫支出金（介護予防事業費交付金等）	1,236,133	△ 23,259	1,212,874
県支出金（介護予防事業費交付金等）	292,421	△ 13,025	279,396
支払基金（地域支援事業支援交付金）	315,080	△ 23,887	291,193
一般会計繰入金（職員給与費等）	4,985,189	△ 33,114	4,952,075

<歳入、歳入の概要>

決算見込みを勘案し補正を行う。

◆議案第53号 平成28年度松戸市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）

【国民健康保険課】

既定の歳入歳出予算の総額51億4,903万6千円から、歳入歳出それぞれ2,113万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億2,790万5千円とする。

(単位：千円)

歳入歳出補正予算	補正前の額	補正額	計
	5,149,036	△ 21,131	5,127,905

(1) 歳出

事業内容	補正前の額	補正額	計
後期高齢者医療広域連合納付金	4,991,454	△ 21,131	4,970,323

(2) 歳入

事業内容	補正前の額	補正額	計
一般会計繰入金	797,696	△ 21,131	776,565

<歳入、歳入の概要>

決算に伴う精算をする。

◆議案第54号 平成28年度松戸市水道事業会計補正予算（第1回）

【水道部総務課】

収益的収入及び支出、資本的収入及び支出について、補正する。

(単位：千円)

	既決額	補正予定額	計
収益的収入	1,655,666	16,878	1,672,544
収益的支出	1,629,793	23,972	1,653,765

	既決額	補正予定額	計
資本的収入	54,028	△ 29,681	24,347
資本的支出	553,194	△ 33,372	519,822

(1) 収益的収入及び支出

[収入]	負担金	増	16,878千円	(退職手当一般会計在職分)
[支出]	退職給付費	増	16,878千円	
	消費税及び地方消費税	増	7,094千円	

○収入の負担金 増 1,687万8千円

退職対象者の市長部局在籍期間相当分の退職手当として、他会計(一般会計)負担金を措置する。

○支出の退職給付費 増 1,687万8千円

退職手当を措置する。

○支出の消費税及び地方消費税 増 709万4千円

納付額の決算見込を基に措置する。

(2) 資本的収入及び支出

[収入]	工事負担金	減	33,372千円	(配水管移設工事負担金)
	その他資本的収入	増	3,691千円	(区画整理事業還付金)
[支出]	工事請負費	減	33,372千円	(配水管移設工事費)

○収入の工事負担金 減 3,337万2千円

○支出の工事請負費 減 3,337万2千円

県依頼工事の小金地区配水管移設工事について、工事計画延期に伴い、県負担金の減額と併せ支出の工事請負費を同額減額する。

○収入のその他資本的収入 増 369万1千円

松戸市二ツ木・幸谷土地区画整理事業の清算に伴う還付金を受け入れる。

◆議案第55号 平成28年度松戸市病院事業会計補正予算(第2回)

【(病) 経営企画課】

収益的収入及び支出については、決算見込みを勘案して予算の組替えを、資本的収入及び支出については、決算見込みを勘案し減額補正する。

(単位：千円)

	既 決 額	補正予定額	計
収益的収入	20,542,344	0	20,542,344
収益的支出	20,542,344	0	20,542,344

	既 決 額	補正予定額	計
資本的収入	9,160,059	△ 5,600	9,154,459
資本的支出	9,680,885	△ 4,800	9,676,085

(1) 収益的収入及び支出

[収入]	市立病院	医業収益	減	700,000千円
		医業外収益	増	700,000千円
	市立東松戸病院	医業収益	減	300,000千円
		医業外収益	増	300,000千円

○市立病院及び東松戸病院の医業収益の減、医業外収益の増については、減収補てん分として、市立病院で7億円を、東松戸病院出3億円を、それぞれ一般会計負担金で措置する。

○市立病院の決算見込みを勘案し、給与費、経費、研究研修費について1億7,300万円の減額を、材料費について、同額の1億7,300万円の増額を措置する。

(2) 資本的収入及び支出

[収入]	市立病院	負担金	減	4,800千円
	市立東松戸病院	企業債	減	800千円
[支出]	市立病院	投資	減	4,800千円

○資本的収入及び支出は、収入、支出ともに事業費の確定に伴い措置する。

◆議案第56号 平成29年度松戸市一般会計予算

【財政課】

予算1,457億5千万円（前年度比、67億3千万円、4.4%減）

【歳入歳出の概要】

(1) 歳入

歳入の根幹をなす市税は、景気回復の動きが見受けられ、回復基調が続くことが期待される中、市民税は、0.9%増の約351億2千万円、固定資産税は、1.0%増の約240億2千万円とし、市税全体で、5億円、0.7%増の675億円を見込んだ。

利子割交付金については、国の地方財政対策及び本市交付実績を勘案し、3千万円、33.3%減を見込んだ。

地方消費税交付金については、国の地方財政対策及び本市交付実績を勘案し、前年度と同額を計上した。

なお、平成26年4月からの地方消費税の税率引き上げによる増収分については、全額社会保障費の財源に充当する。

地方交付税は、国の地方財政対策では、地方税収の増額に伴い減額となりますが、本市交付実績を勘案し、10億円、23.5%増の52億5千万円を見込んだ。

国庫支出金は、6.5%減の約288億4千万円を計上した。減額の大きな要因としては、低所得者向けの、臨時福祉給付金給付事業費補助金で、約19億5千万円、小中学校の冷房化への学校施設環境改善交付金で、約6億8千万円の減による。

小規模保育施設の増加に伴う運営費への、子どものための教育・保育給付費負担金は約5億5千万円の増を見込んだ。

県支出金は、3.6%増の約85億3千万円を計上した。増額の主な要因としては、国庫支出金と同様に小規模保育施設の増に伴う、子どものための教育・保育給付費負担金で、約2億7千万円の増などによる。

繰入金は、年度間の調整を図るため、財政調整基金から48億円を繰入する。

繰越金は、近年の実績を勘案し、5億円、100%増の10億円を見込んだ。

市債については、土地開発公社保有地の買戻しや、小・中学校冷房化事業などの減により、約45億9千万円、28.8%の減の113億6千万円を計上している。

【主な歳入予算】

(単位：千円、%)

区 分	平成29年度		平成28年度		増 減 金 額	伸長率
	金 額	構成比	金 額	構成比		
市 税	67,500,000	46.3	67,000,000	44.0	500,000	0.7
利子割交付金	60,000	0.0	90,000	0.1	△ 30,000	△ 33.3
地方消費税 交 付 金	6,500,000	4.5	6,500,000	4.3	0	0.0
地方交付税	5,250,000	3.6	4,250,000	2.8	1,000,000	23.5
国庫支出金	28,836,920	19.8	30,834,917	20.2	△ 1,997,997	△ 6.5
県 支 出 金	8,525,184	5.9	8,229,795	5.4	295,389	3.6
繰 入 金	5,779,474	4.0	7,639,677	5.0	△ 1,860,203	△ 24.3
繰 越 金	1,000,000	0.7	500,000	0.3	500,000	100.0
市 債	11,363,400 (5,300,400)	7.8 (3.6)	15,956,400 (10,465,400)	10.5 (6.9)	△ 4,593,000 (△ 5,165,000)	△ 28.8 (△ 49.4)

※ 市債の()は、借換債、臨時財政対策債を除く。

【市債の状況】

市債発行額（主なもの）

（単位：千円、％）

区 分	平成29年度	平成28年度	増 減	伸長率
臨時財政対策債	5,800,000	5,190,000	610,000	11.8
道路橋りょう債	1,247,000	2,106,700	△ 859,700	△ 40.8
都市計画債	701,500	2,737,600	△ 2,036,100	△ 74.4
河 川 債	37,500	1,450,600	△ 1,413,100	△ 97.4
小 学 校 債	256,200	1,342,200	△ 1,086,000	△ 80.9
中 学 校 債	106,400	567,300	△ 460,900	△ 81.2

(2)歳 出

人件費は、1.4％、約3億7千万円の減額で、退職手当の減などが、主な要因となっている。

扶助費は0.6％、約2億9千万円の増額となっているが、臨時福祉給付金給付事業で約16億8千万円の減額となったものの、地域型保育運営事業で約8億3千万円、生活保護法による各種扶助費で約3億円、保育所運営委託事業で約2億4千万円のほか、障害福祉関係事業の各種給付事業費の増が主な要因となっている。

補助費等は、11.1％、約12億4千万円の増額となっているが、平成29年12月に新病院の開院を控えていることから、市立病院負担金が約8億円の増額となることが主な要因となっている。

普通建設事業費は、(仮称)リサイクルプラザ建設に向けた六和クリーンセンター解体事業で約5億6千万円、中央消防署建設事業で約4億9千万円、運動公園施設整備で4億3千万円の増となったものの、土地開発公社所有地の買戻しや、小・中学校冷房化事業などの減により42.8％の減額となった。

投資及び出資金は、96.9％、約8億6千万円の増額で、市立病院への出資金が、約8億3千万円の増額となることなどが主な要因となっている。

【主な歳出予算】

（単位：千円、％）

区 分	平成29年度		平成28年度		増 減 金 額	伸長率
	金 額	構成比	金 額	構成比		
人 件 費	25,467,885	17.5	25,838,019	16.9	△ 370,134	△ 1.4
扶 助 費	46,253,744	31.7	45,966,414	30.2	287,330	0.6
補助費等	12,400,111	8.5	11,159,487	7.3	1,240,624	11.1
普通建設 事業費	12,412,722	8.5	21,717,606	14.2	△ 9,304,884	△ 42.8
補助事業費	4,452,330	3.0	7,098,663	4.6	△ 2,646,333	△ 37.3
単独事業費	7,960,392	5.5	14,618,943	9.6	△ 6,658,551	△ 45.5

投資出資金	1,754,042	1.2	890,915	0.6	863,127	96.9
-------	-----------	-----	---------	-----	---------	------

予算総額に占める目的別歳出予算は、「民生費」がトップ

順位	款	構成比		市民1人当たりの予算額	
1	民生費	50.6%	(47.9%)	149,796円	(148,925円)
2	衛生費	11.4%	(9.2%)	33,680円	(28,546円)
3	土木費	9.9%	(13.7%)	29,416円	(42,680円)
4	教育費	8.8%	(10.1%)	26,047円	(31,250円)
5	総務費	6.8%	(7.5%)	20,190円	(23,432円)
6	公債費	6.4%	(6.0%)	19,050円	(18,590円)

※公債費は、借換を除く

※()は、前年度

【主な事業の増減】

① 増額となった主な事業

病院事業会計負担金・出資金	2,858,620千円	→	4,449,883千円	増	1,591,263千円
地域型保育運営事業	740,984千円	→	1,568,502千円	増	827,518千円
六和クリーンセンター解体事業(継続費)	0千円	→	564,000千円	皆	増
(仮称)リサイクルプラザ整備業務	0千円	→	59,000千円	皆	増
中央消防署建設事業(継続費)	0千円	→	500,000千円	皆	増
松戸運動公園施設整備業務	60,000千円	→	495,000千円	増	435,000千円

② 減額となった主な事業

小・中学校冷房化事業(PFI)	3,100,784千円	→	197,358千円	減	2,903,426千円
戸定が丘歴史公園拡充整備業務	2,642,048千円	→	32,000千円	減	2,610,048千円
(仮称)春雨橋親水広場整備業務	1,888,947千円	→	0千円	皆	減
矢切駅前広場整備業務	1,242,320千円	→	63,000千円	減	1,179,320千円
臨時福祉給付金	1,954,305千円	→	0千円	皆	減

◆議案第57号 平成29年度松戸市国民健康保険特別会計予算

【国民健康保険課】

予算583億6,598万9千円(前年度比:8,201万3千円、0.1%増)

平成29年度		平成28年度	
平均世帯数	81,000 世帯	平均世帯数	82,500 世帯
平均被保険者数	127,000 人	平均被保険者数	131,500 人
一般被保険者	125,500 人	一般被保険者	129,200 人
退職被保険者等	1,500 人	退職被保険者等	2,300 人
一人当たり費用額		一人当たり費用額	
一般被保険者	313,736 円 受診率 933.5%	一般被保険者	306,619 円 受診率 947.5%
退職被保険者等	257,581 円 受診率 766.5%	退職被保険者等	329,294 円 受診率 892.3%
保険給付費	34,228,315 千円	保険給付費	34,421,186 千円
後期高齢者支援金等	6,696,054 千円	後期高齢者支援金等	6,860,723 千円
介護納付金	2,626,172 千円	介護納付金	2,398,067 千円
共同事業拠出金	13,442,501 千円	共同事業拠出金	13,340,809 千円
財政調整基金繰入金	3,200,000 千円	財政調整基金繰入金	2,500,000 千円

【主な内容】

- (1) 保険給付費については、342億2,831万5千円で、1億9,287万1千円、0.6%の減額。
- (2) 医療費の市町村間の平準化を図ることで、国保財政の安定化を目指すべく、共同事業拠出金については、134億4,250万1千円で、1億169万2千円、0.8%の増額。

◆議案第58号 平成29年度松戸市松戸競輪特別会計予算

【公営競技事務所】

予算174億2,178万5千円（前年度比：63億1,108万9千円、26.6%減）

平成29年度		平成28年度	
通常競輪	年11回 42日間	通常競輪	年11回 48日間
入場者数	110,709 人	入場者数	145,440 人
売上金	109 億円	売上金	116 億円
記念競輪	年1回 4日間	特別競輪	年1回 5日間
入場者数	12,000 人	入場者数	30,800 人
売上金	59 億円	売上金	115 億円
開催業務委託料	17 億8,850 万5千円	開催業務委託料	21 億9,318 万円
一般会計繰出金	1 億円	一般会計繰出金	1 億3,000 万円

【主な内容】

- (1) 通常競輪を年11回42日間開催、場間場外42日間、専用場外42日間、ナイター開催を中心に開催予定。記念競輪として、年1回、4日間、場間場外42場、専用場外60場での開催を予定。
- (2) 一般会計への繰出金は、1億円を計上。

◆議案第59号 平成29年度松戸市下水道事業特別会計予算

【下水道整備課】

予算139億2,106万3千円（前年比：2,358万2千円、0.2%減）

平成29年度		平成28年度	
整備面積	34.5ha	整備面積	33.9ha
新規賦課対象面積	29.0ha	新規賦課対象面積	25.0ha
(平成23年度から、同時賦課から後賦課に変更)		(平成23年度から、同時賦課から後賦課に変更)	
整備率	68.6%	普及率	85.6%
公共事業費	21億3千万円	公共事業費	17億1千万円
単独事業費	16億5,683万2千円	単独事業費	18億2,241万8千円

【主な内容】

- (1) 整備面積を34.5ha、整備率を68.6%とする予定。
- (2) 公共事業費については、松戸第2、及び第7処理分区の汚水幹線・準幹線工事を予定。
- (3) 単独事業費については、汚水ます設置工事等を、また、引き続き、下水道施設耐震化として、マンホール浮上防止対策186基、六実第二小、ほか5校にマンホールトイレの設置を予定。

◆議案第60号 平成29年度松戸市公設地方卸売市場事業特別会計予算

【消費生活課】

予算1億4,159万1千円（前年度比：7,645万3千円、35.1%減）

平成29年度		平成28年度	
市場数	1場（南部市場）	市場数	2場（北部市場・南部市場）
市場施設整備事業補助金	200万円	市場施設整備事業補助金	200万円
市場活性化対策事業補助金	100万円	市場活性化対策事業補助金	100万円

【主な内容】

- (1) 市場施設整備事業補助金200万円、及び市場活性化対策事業補助金100万円を計上。

◆議案第61号 平成29年度松戸市駐車場事業特別会計予算

【街づくり課】

予算8,900万2千円（前年度比：200万円、2.2%減）

平成29年度		平成28年度	
収容能力	車134台 自動二輪13台	収容能力	車138台 自動二輪7台
修正回転率	6.07時間	修正回転率	5.59時間
年間利用予定台数	158,000台	年間利用予定台数	165,000台
駐車場使用料	8,200万円	駐車場使用料	8,400万円
松戸駅西口地下駐車場維持管理費	6,600万2千円	松戸駅西口地下駐車場維持管理費	6,900万2千円

【主な内容】

- (1) 収容能力は車134台、自動二輪13台となり、修正回転率については、増加。
- (2) 駐車場使用料については、松戸駅西口デッキの工事に伴い、前年度より、200万円、2.4%減の、8,200万円を計上。
- (3) 一般会計への繰出金は、1,800万円を計上。

◆議案第62号 平成29年度松戸市介護保険特別会計予算

【介護保険課】

予算354億9,473万9千円（前年度比：23億7,034万5千円、7.2%増）

平成29年度	平成28年度
第1号被保険者数 122,568人 (1.6%増)	第1号被保険者数 120,637人 (2.2%増)
〔 要介護者数 15,549人 要支援者数 3,673人	〔 要介護者数 14,832人 要支援者数 3,390人
介護サービス等諸費 300億901万1千円(7.4%増)	介護サービス等諸費 279億5,406万7千円(5.8%増)
介護予防サービス等諸費 5億8,927万5千円(9.6%増)	介護予防サービス等諸費 5億3,752万6千円(46.9%減)
地域支援事業費 21億1,035万5千円(10.3%増)	地域支援事業費 19億1,362万3千円(63.9%増)
介護予防・生活支援サービス事業 12億6,870万9千円(4.8%増)	介護予防・生活支援サービス事業 12億1,035万7千円(109.7%増)
一般介護予防事業 6,499万円(69.8%増)	一般介護予防事業 3,827万3千円(4.5%減)
包括的支援事業・任意事業 7億7,246万1千円(16.7%増)	包括的支援事業・任意事業 6億6,215万2千円(20.6%増)
基幹型地域包括支援センター 1か所新設 地域包括支援センター 15か所	地域包括支援センター 11か所
その他諸費 419万5千円(47.7%増)	その他諸費 284万1千円(143.9%増)
保険料基準額 (月額) 5,400円	保険料基準額 (月額) 5,400円

【主な内容】

- (1) 第1号被保険者数については、前年度比、1,931人、1.6%増の12万2,568人を見込む。
- (2) 介護サービス等諸費については、20億5,494万4千円、7.4%増の300億901万1千円を、介護予防サービス等諸費は、5億8,927万5千円を、地域支援事業費は、21億1,035万5千円を措置。
- (3) 保険料については、平成27年度から平成29年度まで同額。

◆議案第63号 平成29年度松戸市後期高齢者医療特別会計予算

【国民健康保険課】

予算53億3,076万8千円（前年度比：1億9,879万9千円、3.9%増）

平成29年度	平成28年度
平均被保険者数 57,199人 (5.5%増)	平均被保険者数 54,215人 (6.9%増)
保険料徴収事業 3,448万4千円 (35.9%増)	保険料徴収事業 2,536万8千円 (5.7%増)
後期高齢者医療広域連合納付金 51億7,957万8千円 (3.8%増)	後期高齢者医療広域連合納付金 49億9,145万4千円 (10.8%増)
※別途一般会計 後期高齢者医療広域連合負担金 35億9,366万8千円 (4.6%増)	※別途一般会計 後期高齢者医療広域連合負担金 34億3,416万円 (8.4%増)
〔療養給付費負担金 34億4,625万5千円 広域連合負担金 1億4,741万3千円〕	〔療養給付費負担金 32億9,365万8千円 広域連合負担金 1億4,050万2千円〕

【主な内容】

(1) 平均被保険者数の増加に伴い、広域連合納付金等を増額。

◆議案第64号 平成29年度松戸市水道事業会計予算

【水道部総務課】

予算22億8,699万6千円（前年度比：1億400万9千円、4.8%増）

平成29年度	平成28年度
給水戸数 38,800戸 (0.4%増)	給水戸数 38,660戸 (0.2%増)
総給水量 7,690千m ³ (0.1%増)	総給水量 7,680千m ³ (0.3%減)
主な建設改良事業 施設改良費 4億7,443万7千円	主な建設改良事業 施設改良費 3億5,755万5千円

【主な内容】

(1) 給水戸数については、前年度比、0.4%の増を、総給水量については、前年度比、0.1%の増を見込む。

(2) 配水管布設替工事などの施設改良費を計上。

◆議案第65号 平成29年度松戸市病院事業会計予算

【(病)経営企画課】

予算396億9,698万6千円（前年度比：95億285万円、31.5%増）

【市立病院】

平成29年度	平成28年度
市立病院事業 364億5,774万円 (35.5%増)	市立病院事業 269億1,031万6千円 (33.7%増)
病床数 一般病床592床 感染病床8床	病床数 一般病床605床 感染病床8床
診療科目 30科	診療科目 30科
年間延患者数 409,212人 (1.0%減) (入院169,360人、外来239,852人)	年間延患者数 413,215人 (0.4%減) (入院172,645人、外来240,570人)
医療器械整備費 9,000万円 (75.0%減)	医療器械整備費 3億6,000万円 (35.7%減)
新病院建設費 173億3,363万7千円 (115.2%増)	新病院建設費 80億5,596万円 (373.4%増)
【継続費】	【継続費】
新病院建設設計施工及び建設監理業務委託 総額 199億7,868万円	新病院建設設計施工及び建設監理業務委託 総額 193億6,656万円
平成25年度・26年度 0円	平成25年度・26年度 0円
平成27年度 6億2,100万円	平成27年度 6億2,100万円
平成28年度 78億3,577万8千円	平成28年度 78億3,577万8千円
平成29年度 115億2,190万2千円	平成29年度 109億978万2千円
【債務負担行為】	【債務負担行為】
新病院業務移行準備委託 期間・限度額 平成27年度～平成30年度 1,500万円 平成29年度 1,000万円	新病院業務移行準備委託 期間・限度額 平成25年度～平成28年度 3,000万円 平成28年度 987万円
新病院用医療機器等購入費 48億7,423万2千円	期間・限度額 平成27年度～平成30年度 1,500万円
新病院用厨房機器購入費 1億9,666万5千円	平成28年度 0円
諸経費 7億3,083万8千円	新病院用厨房機器購入 期間・限度額 平成28年度～平成29年度 2億6,290万円 平成28年度 0円
	新病院用医療機器等購入 期間・限度額 平成28年度～平成29年度 20億8,500万円 平成28年度 0円
	諸経費 2億1,031万2千円

【主な内容】

- (1) 市立病院事業は、364億5,774万円で、前年度比、95億4,742万4千円、の増額。
 (2) 新病院建設費は、継続費の平成29年度分として115億2,190万2千円を計上し、新病院業務移行準備委託1,000万円、新病院用医療機器等購入費48億7,423万2千円、新病院用厨房機器購入費1億9,666万5千円、移転費用等の諸経費7億3,083万8千円を計上。

【福祉医療センター】

平成29年度	平成28年度
市立東松戸病院事業 29億8,405万8千円 (1.7%減) 病床数 一般病床198床 診療科目 12科 年間延患者数 89,890人 (0.3%増) (入院53,290人、外来36,600人) 医療器械整備費 2,000万円 (0.0%) 施設整備費 1,000万円 (0.0%)	市立東松戸病院事業 30億3,412万5千円 (0.6%増) 病床数 一般病床198床 診療科目 12科 年間延患者数 89,620人 (4.8%減) (入院54,385人、外来35,235人) 医療器械整備費 2,000万円 (0.0%) 施設整備費 1,000万円 (87.2%減)
市立介護老人保健施設梨香苑事業 2億5,518万8千円 (2.2%増) 入所定員 50人 年間延利用者数 17,894人 (1.1%増) (入所17,520人、通所374人)	市立介護老人保健施設梨香苑事業 2億4,969万5千円 (4.8%減) 入所定員 50人 年間延利用者数 17,694人 (2.0%減) (入所17,338人、通所356人)

【主な内容】

- (1) 市立東松戸病院事業は、29億8,405万8千円で、前年度比、5,006万7千円、の減額。
 (2) 市立介護老人保健施設梨香苑事業は、2億5,518万8千円で、前年度比、549万3千円、の増額。

<予算総額について>

一般会計、7特別会計、2企業会計の10会計の予算総額は、3,184億9,891万9千円で、前年度比、8億8,510万8千円、0.3%の減額。

◆議案第66号 松戸市議会議員及び松戸市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【選挙管理委員会】

【提案理由】

松戸市議会議員及び松戸市長の選挙における選挙運動の公費負担については、国政選挙の基準により条例を制定しているところ、この度、公職選挙法施行令の改正により、国政選挙の基準限度額が消費税増税（5%から8%（平成26年4月施行））を踏まえて引き上げられたことに鑑み、本市条例を改正するため。

【概要】

1 改正の内容

(1) 選挙運動用自動車の使用の公費負担の単価の変更（第4条関係）

【一般運送契約以外の契約】

区分	現行単価	改正単価	引上げ額
自動車借入れ（1日当たり）	15,300円	15,800円	500円
燃料費（1日当たり）	7,350円	7,560円	210円

(2) 選挙運動用ビラ作成の公費負担の単価の変更（第8条関係）

区分	現行単価	改正単価	引上げ額
50,000枚以下の場合	7円30銭	7円51銭	21銭

※市長選挙におけるビラの枚数は、16,000枚までである。

(3) 選挙運動用ポスター作成の公費負担の単価の変更（第11条関係）

区分		現行単価	改正単価	引上げ額
企画費		301,875円	310,500円	8,625円
印刷費	選挙区のポスター掲示場の数が500以下の場合の単価	510円48銭	525円6銭	14円58銭
	選挙区のポスター掲示場の数が500を超える場合の単価	26円73銭	27円50銭	77銭

2 施行期日

- (1) 公布の日から施行する。
- (2) 改正後の条例は、施行日以降に期日を告示される選挙について適用する。

(参考) 選挙運動用ポスターの作成単価及び限度額算出の計算式

①選挙運動用ポスターの作成単価の算出式

$$\begin{array}{l}
 \text{(企画費)} \\
 310,500 \text{円} + \underbrace{262,530 \text{円}}_{\substack{\text{(掲示場数500までの部分)} \\ \text{525円6銭} \times 500}} + \underbrace{6,270 \text{円}}_{\substack{\text{(掲示場数500超の部分)} \\ \text{27円50銭} \times (728 - 500)}} = 573,030 \text{円}
 \end{array}$$

$$\frac{573,030 \text{ 円} + 6,270 \text{ 円} = 579,300 \text{ 円}}{728 \text{ か所 (ポスター掲示場数)}} = 796 \text{ 円 (1枚当たりの作成単価)}$$

(1円未満の端数切り上げ)

②公費負担限度額の算出式

$$796 \text{ 円 (1枚当たりの作成単価)} \times 728 \text{ か所 (ポスター掲示場数)} = \underline{579,488 \text{ 円}} \text{ (限度額)}$$

※ポスター掲示場数 728箇所 (平成28年12月定時登録時点)

◆議案第67号 松戸市市民センター条例の一部を改正する条例の制定について

【市民自治課】

【提案理由】

市民センターの使用料に関する規定等を整理し、利用者の利便性の向上を図るため。

【概要】

松戸市市民センター条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(下線部分は改正部分)

現 行	改 正 案																				
<p>(使用料)</p> <p>第7条 市民センターの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第2及<u>び別表第3</u>に定めるところにより算出した額を使用料として納付しなければならない。ただし、本市が直接使用する場合は、この限りでない。</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">市民センターの施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">松戸市東部市民センター</td> <td style="text-align: center;">(略) ながいき室 <u>談話室</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">松戸市稔台市民センター</td> <td style="text-align: center;">(略) ながいき室 <u>談話室</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第7条関係）</p> <p style="text-align: center;">市民センター使用料金</p>	名称	施設	(略)		松戸市東部市民センター	(略) ながいき室 <u>談話室</u>	松戸市稔台市民センター	(略) ながいき室 <u>談話室</u>	(略)		<p>(使用料)</p> <p>第7条 市民センターの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第2に定めるところにより算出した額を使用料として納付しなければならない。ただし、本市が直接使用する場合は、この限りでない。</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">市民センターの施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">松戸市東部市民センター</td> <td style="text-align: center;">(略) ながいき室 (削除)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">松戸市稔台市民センター</td> <td style="text-align: center;">(略) ながいき室 (削除)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第7条関係）</p> <p style="text-align: center;">市民センター使用料金</p>	名称	施設	(略)		松戸市東部市民センター	(略) ながいき室 (削除)	松戸市稔台市民センター	(略) ながいき室 (削除)	(略)	
名称	施設																				
(略)																					
松戸市東部市民センター	(略) ながいき室 <u>談話室</u>																				
松戸市稔台市民センター	(略) ながいき室 <u>談話室</u>																				
(略)																					
名称	施設																				
(略)																					
松戸市東部市民センター	(略) ながいき室 (削除)																				
松戸市稔台市民センター	(略) ながいき室 (削除)																				
(略)																					

施設	面積 (平方メートル)	単位 (時間)	使用料金 (円)	
			昼間 午前9時～ 午後5時	夜間 午後5時～ 午後9時
(略)				
和室兼茶室	(略)			

備考

- 1 営利を目的として使用する場合及び授業料又は会費等を徴して定期的に反復継続して使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の20割に相当する額を加えた額とする。
- 2 松戸市民以外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の10割に相当する額を加えた額とする。
- 3 前項の者が第1項に該当する場合の使用料は、第1項において算定された額に、その額の10割の範囲内において市長が別に定める額を加えた額とする。
- 4 第9条に規定するもの以外の者がながいき室を夜間使用する場合は、1時間当たりの使用料を320円とし、前3項の規定を適用する。
- 5 市民センター内の公用施設を目的外使用する場合の1時間当たりの使用料は、昼間270円、夜間370円とし、第1項から第3項までの規定を適用する。

別表第3 (第7条関係)

付属設備及び備品使用料金

品名	単位	区分	使用料金 (円)
音響調整卓 (最大出力45W)	1式	1回	1,080
アンプ	〃	〃	640
テープレコーダー	〃	〃	320
プレーヤー	〃	〃	320
ワイヤレス受信機	1台	〃	540
スピーカー	1式	〃	430
ワイヤレスマイクロホン	1本	〃	210
卓上型マイクロホン	〃	〃	100
マイクロホン	〃	〃	100
マイクロホンスタンド	1台	〃	210
延長コード	1本	〃	50
スポットライト (1kw)	1台	〃	320

区分	面積 (平方メートル)	単位 (時間)	使用料金 (円)	
			昼間 午前9時～ 午後5時	夜間 午後5時～ 午後9時
(略)				
和室兼茶室	(略)			
ながいき室	50以上～ 100未満	1	二	320
付属設備及び備品	市長が定める額			

備考

- 1 営利を目的として使用する場合及び授業料又は会費等を徴して定期的に反復継続して使用する場合の施設使用料は、この表に定める使用料の20割に相当する額を加えた額とする。
- 2 松戸市民以外の者が使用する場合の施設使用料は、この表に定める使用料の10割に相当する額を加えた額とする。
- 3 前項の者が第1項に該当する場合の施設使用料は、第1項において算定された額に、その額の10割の範囲内において市長が別に定める額を加えた額とする。

(削除)

(削除)

(削除)

ピアノ (グラント型)	//	//	540
持込器具	1kw	//	50
備考			
区分の欄に規定する単位は、午前の部 (午前9時～午後1時)、午後の部 (午後1時～午後5時) 及び夜間の部 (午後5時～午後9時) をそれぞれ各1回とする。			

◆議案第68号 松戸市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び松戸市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【人事課】

【提案理由】

地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、育児又は介護をしながら働く職員の就労環境を整備するとともに、人事院規則の改正に準じ、介護時間制度を導入することにより、職員の健康確保や仕事と生活の調和を図るため。

【概 要】

- 1 松戸市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例
 - (1) 育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限について、その対象となる養育する子の範囲の拡大
 - ⇒ 特別養子縁組の監護期間中[※]の子及び養子縁組里親に委託されている子等を加える。
 - (※) 監護期間中…養子縁組の成立のための6ヶ月以上の試用期間
 - (2) 介護時間の新設
 - ⇒ 職員が要介護者の介護をするため、既存の介護休暇とは別に、取得初日から最長3年間、1日2時間までの、介護のための所定労働時間の短縮制度(無給)を新設。
- 2 松戸市職員の育児休業等に関する条例
 - (1) 非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和
 - ⇒ 養育する子が1歳6ヶ月に達する日までに引続き在職することが明らかでない非常勤職員についても対象とする。
 - ※(改正前) 子が1歳に達する日を超えて引続き在職することが見込まれる非常勤職員が対象。
 - (2) 育児休業等の対象となる子の範囲の拡大
 - ⇒ 特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子等を加える。
 - ※(改正前) 法律上の親子のみが対象。

◆議案第69号 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【教育施設課】

【提案理由】

市内小中学校における空調設備整備が完了するとともに、松戸市立小中学校空調設備整備PFI事業者選定委員会条例が失効することに伴い、当該委員会の委員報酬に係る規定を削除するため。

【概要】

特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例（昭和31年松戸市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表2松戸市立小中学校空調設備整備PFI事業者選定委員会委員の項を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線部分は改正部分)

現 行	改 正 案																				
(給与の額)	(給与の額)																				
第4条 給料及び報酬又は費用弁償の額は、次の各号の定めるところによる。	第4条 給料及び報酬又は費用弁償の額は、次の各号の定めるところによる。																				
(1) (略)	(1) (略)																				
(2) 附属機関の委員が受ける報酬の額は、別表2による。	(2) 附属機関の委員が受ける報酬の額は、別表2による。																				
(3)~(5) (略)	(3)~(5) (略)																				
2 (略)	2 (略)																				
別表2 (第4条関係)	別表2 (第4条関係)																				
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">職名</th> <th style="width: 30%;">報酬</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>松戸市指定管理者候補者審査委員会委員</td> <td>日額 8,500円</td> </tr> <tr> <td><u>松戸市立小中学校空調設備整備PFI事業者選定委員会委員</u></td> <td><u>日額 8,500円</u></td> </tr> <tr> <td>松戸市立博物館協議会委員</td> <td>日額 8,500円</td> </tr> </tbody> </table>	職名	報酬	(略)		松戸市指定管理者候補者審査委員会委員	日額 8,500円	<u>松戸市立小中学校空調設備整備PFI事業者選定委員会委員</u>	<u>日額 8,500円</u>	松戸市立博物館協議会委員	日額 8,500円	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">職名</th> <th style="width: 30%;">報酬</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>松戸市指定管理者候補者審査委員会委員</td> <td>日額 8,500円</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>松戸市立博物館協議会委員</td> <td>日額 8,500円</td> </tr> </tbody> </table>	職名	報酬	(略)		松戸市指定管理者候補者審査委員会委員	日額 8,500円	(削除)		松戸市立博物館協議会委員	日額 8,500円
職名	報酬																				
(略)																					
松戸市指定管理者候補者審査委員会委員	日額 8,500円																				
<u>松戸市立小中学校空調設備整備PFI事業者選定委員会委員</u>	<u>日額 8,500円</u>																				
松戸市立博物館協議会委員	日額 8,500円																				
職名	報酬																				
(略)																					
松戸市指定管理者候補者審査委員会委員	日額 8,500円																				
(削除)																					
松戸市立博物館協議会委員	日額 8,500円																				

(略)

(略)

◆議案第70号 東松戸まちづくり用地活用事業プロポーザル審査委員会条例の制定について

【公共施設再編課】

【提案理由】

東松戸まちづくり用地活用事業に係る契約の相手方を選定するに当たり、市長の附属機関を設置するため。

【概 要】

東松戸まちづくり用地活用事業プロポーザル審査委員会条例
(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、東松戸まちづくり用地活用事業プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、東松戸まちづくり用地（松戸市東松戸二丁目14番1及び14番4から9までの土地をいう。）の活用事業における事業者を選定するためのプロポーザルに関し、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審査する。

- (1) 実施要領に関する事項
- (2) 最優秀提案者を決定するための審査基準に関する事項
- (3) 企画又は技術に関する提案書等の審査及び評価に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 本市の職員
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から事業者が選定される日までの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例(昭和31年松戸市条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表2に次のように加える。

東松戸まちづくり用地活用事業プロポーザル審査 委員会委員	日額 8,500 円
---------------------------------	------------

◆議案第71号 まちづくり用地活用事業基金条例を廃止する条例の制定について

【公共施設再編課】

【提案理由】

東松戸まちづくり用地を購入するための財源として、基金の全額を処分するため。

【概 要】

まちづくり用地活用事業基金条例を廃止する条例

まちづくり用地活用事業基金条例(平成27年松戸市条例第1号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

【参 考】

まちづくり用地活用事業基金条例(平成27年松戸市条例第1号)

(設置)

第1条 東松戸地域のまちづくりに資する事業の資金に充てるため、まちづくり用地活用事業基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、357,000,000円とする。

2 前項の基金の額は、第4条の規定により繰入れが行われたときは当該繰入れ相当額について増加したものとし、また、第6条の規定により処分が行われたときは当該処分相当額について減少したものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条の事業として設置される施設の整備、管理運営等の財源に充てる場合に限り、予算に計上して、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

◆議案第72号 松戸市市税条例の一部を改正する条例の制定について

【税制課】

【提案理由】

地方税法（昭和25年法律第226号）等の改正に伴い、軽自動車税のグリーン化特例及び個人市民税の住宅借入金等特別税額控除に係る適用期限を延長等するため。

【概 要】

改正の要旨

(1) 軽自動車税に係るグリーン化特例措置（軽課）^(※1)の1年延長について、法律改正にあわせて整備を行うもの。（附則第45条第2項～附則第45条第4項）

<内容>

平成27年度税制改正により、平成28年度分の軽自動車税に限り適用された軽自動車税のグリーン化特例措置（軽課）が、平成28年度税制改正において1年間延長になり、平成28年4月1日から平成29年3月31日までに新規検査（新車登録）をした三輪及び四輪の軽自動車で、

一定の環境性能を有する車両について、平成29年度分の軽自動車税に限り、燃費性能等に応じて軽減税率が適用されるため、所要の整備を行うもの。

※1 【軽自動車税に係るグリーン化特例措置（軽課）】

環境への配慮（グリーン化）という観点から、排出ガス性能及び燃費性能に優れた環境負荷の小さい三輪及び四輪の軽自動車については、排出ガス・燃費性能の基準に応じて軽自動車税が軽減される特例措置

(2) 個人市民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長について、法律改正にあわせて整備を行うもの。（附則第18条）

(3) 個人市民税の寄附金税額控除において、特定非営利活動促進法の一部改正により、「仮認定特定非営利活動法人」が、「特例認定特定非営利活動法人」に名称変更となったことに伴い、規定の整備を行うもの。（第24条）

松戸市市税条例の一部改正の概要

No.	改正見出し	改正の概要	松戸市市税条例条項
1	軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の延長 （1年間の延長）	平成27年度税制改正により、平成28年度分の軽自動車税に限り適用された軽自動車税のグリーン化特例措置（軽課）が、平成28年度税制改正において1年間延長になり、平成28年4月1日から平成29年3月31日までに新規検査（新車登録）をした三輪及び四輪の軽自動車で、一定の環境性能を有する車両について、 <u>平成29年度分の軽自動車税に限り、燃費性能等に応じて軽減税率が適用されるため、法律改正にあわせて整備を行うもの。</u>	附則第45条第2項～ 附則第45条第4項 (平成29年4月1日施行)
2	住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長 （2年間の延長）	個人市民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長について、法律改正にあわせて整備を行うもの。 <改正前> <改正後> 「平成41年度」→「平成43年度」 「平成31年」→「平成33年」	附則第18条 (公布の日から施行) (平成28年度内公布予定)
3	寄附金税額控除に係る「仮認定特定非営利活動法人」の名称変更	個人市民税の寄附金税額控除において、特定非営利活動促進法の一部改正により、「 <u>仮認定特定非営利活動法人</u> 」が、「 <u>特例認定特定非営利活動法人</u> 」に名称変更となったことに伴い、規定の整備を行うもの。	第24条 (平成29年4月1日施行)

◆議案第73号 松戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

【建築審査課】

【提案理由】

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部施行に伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定の審査に係る申請手数料を定めるほか、所要の整備をするため。

【概要】

松戸市手数料条例の一部を改正する条例

松戸市手数料条例（昭和27年松戸市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第4第9項の表備考第2号ア中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項の登録建築物調査機関（以下「登録建築物調査機関」という。）」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）」に改める。

別表第4第11項を次のように改める。

1.1 建築物エネルギー消費性能適合性判定等申請手数料

(1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定

事務の種類	区分			金額		
	建物の用途	評価方法	床面積の合計			
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査	非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項の非住宅部分をいう。以下この項の表において同じ。）	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項の表において「省令」という。）第1条第1項第1号イによるもの	2,000㎡以上 5,000㎡未満のもの	1件につき 526,700円		
			5,000㎡以上 10,000㎡未満のもの	1件につき 648,800円		
			10,000㎡以上 25,000㎡未満のもの	1件につき 766,800円		
			25,000㎡以上 のもの	1件につき 874,900円		
		省令第1条第1項第1号ロによるもの	2,000㎡以上 5,000㎡未満のもの	1件につき 236,900円		
			5,000㎡以上 10,000㎡未満のもの	1件につき 309,300円		
			10,000㎡以上 25,000㎡未満のもの	1件につき 371,700円		
			25,000㎡以上 のもの	1件につき 436,200円		
			工場、倉庫等	省令第1条第1項第1号イによるもの	2,000㎡以上 5,000㎡未満のもの	1件につき 80,500円

			5,000㎡以上 10,000㎡未満 のもの	1件につき 127,500円
			10,000㎡以上 25,000㎡未満 のもの	1件につき 161,000円
			25,000㎡以上 のもの	1件につき 201,300円
		省令第1条第1項第1 号ロによるもの	2,000㎡以上 5,000㎡未満 のもの	1件につき 80,500円
			5,000㎡以上 10,000㎡未満 のもの	1件につき 127,500円
			10,000㎡以上 25,000㎡未満 のもの	1件につき 161,000円
			25,000㎡以上 のもの	1件につき 201,300円
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める額に100分の50を乗じて得た額			
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第3条に規定する軽微な変更に関する証明書の交付の申請に対する審査	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める額に100分の50を乗じて得た額			

(2) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定

事務の種類	区分			金額	
	建物の用途	評価方法	住戸数又は床面積の合計	ア 適合証等を添付して申請した場合	イ ア以外の場合
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	非住宅部分	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)によるもの	300㎡未満のもの	1件につき 9,500円	1件につき 230,300円
			300㎡以上 2,000㎡未満のもの	1件につき 27,100円	1件につき 372,500円
			2,000㎡以上 5,000㎡未満のもの	1件につき 81,300円	1件につき 531,600円

			5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満のもの	1件につき 128,700円	1件につき 654,800円
			10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満のもの	1件につき 162,500円	1件につき 774,000円
			25,000 m ² 以上のもの	1件につき 203,100円	1件につき 882,900円
		省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)によるもの	300 m ² 未満のもの	1件につき 9,500円	1件につき 88,100円
			300 m ² 以上 2,000 m ² 未満のもの	1件につき 27,100円	1件につき 147,700円
			2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満のもの	1件につき 81,300円	1件につき 239,100円
			5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満のもの	1件につき 128,700円	1件につき 312,300円
			10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満のもの	1件につき 162,500円	1件につき 375,200円
			25,000 m ² 以上のもの	1件につき 203,100円	1件につき 440,200円
住宅部分 (建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項の住宅部分をいう。以下この項の表において同じ。)	一戸建ての住宅	省令第10条第2号イ及びロによるもの	200 m ² 未満のもの	1件につき 4,800円	1件につき 34,700円
			200 m ² 以上のもの	1件につき 4,800円	1件につき 38,700円
	共同住宅等の住戸	省令第10条第2号イ及びロによるもの	4戸以下のもの	1件につき 9,500円	1件につき 69,900円
			5戸以上 15戸以下のもの	1件につき 20,400円	1件につき 116,600円
			16戸以上 45戸以下のもの	1件につき 45,400円	1件につき 198,500円
			46戸以上のもの	1件につき 81,300円	1件につき 284,500円
	共同住宅等の共用部分	省令第10条第2号イ及びロによるもの	300 m ² 未満のもの	1件につき 9,500円	1件につき 69,900円
			300 m ² 以上 2,000 m ² 未満のもの	1件につき 20,400円	1件につき 116,600円
			2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満のもの	1件につき 45,400円	1件につき 198,500円
			5,000 m ² 以上のもの	1件につき 81,300円	1件につき 284,500円
複合建築物		非住宅部分認定相当額に住宅部分認定相当額を加算した額			
建築物のエネルギー消費性能の向上	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の項に掲げ				

に関する法律第31条の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の変更申請に対する審査	る区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める額に100分の50を乗じて得た額
<p>備考</p> <p>(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項後段（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定により同法第29条第1項の規定による認定の申請に併せて、確認の申請書が提出された場合の手数料は、この表を適用して得られた手数料の額に別表第4第1項の表を適用して得られた手数料の額を加算した額とする。</p> <p>(2) 「適合証等」とは、次に掲げる書面をいう。</p> <p>ア 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号の基準に適合すると評価（登録住宅性能評価機関にあつては、住宅のみの用途に供する建築物又は複合建築物における住戸が認定対象の場合に限る。）して、認定の申請の前に申請者に交付した書面</p> <p>イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行の際現に存する建築物の住宅部分にあつては、日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費量等級4又は等級5）に適合している場合に限る。）の写し</p>	

(3) 建築物エネルギー消費性能基準適合認定

事務の種類	区分			金額	
	建物の用途	評価方法	床面積の合計	ア 適合証等を添付して申請した場合	イ ア以外の場合
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能の認定の申請に対する審査	非住宅部分	省令第1条第1項第1号イによるもの	300㎡未満のもの	1件につき 9,500円	1件につき 230,300円
			300㎡以上 2,000㎡未満のもの	1件につき 27,100円	1件につき 372,500円
			2,000㎡以上 5,000㎡未満のもの	1件につき 81,300円	1件につき 531,600円
			5,000㎡以上 10,000㎡未満のもの	1件につき 128,700円	1件につき 654,800円
			10,000㎡以上 25,000㎡未満のもの	1件につき 162,500円	1件につき 774,000円
			25,000㎡以上 のもの	1件につき 203,100円	1件につき 882,900円
		省令第1条第1項第1号ロによるもの	300㎡未満のもの	1件につき 9,500円	1件につき 88,100円
			300㎡以上 2,000㎡未満のもの	1件につき 27,100円	1件につき 147,700円

			2,000 m ² 以上5,000 m ² 未満のもの	1件につき 81,300円	1件につき 239,100円
			5,000 m ² 以上10,000 m ² 未満のもの	1件につき 128,700円	1件につき 312,300円
			10,000 m ² 以上25,000 m ² 未満のもの	1件につき 162,500円	1件につき 375,200円
			25,000 m ² 以上のもの	1件につき 203,100円	1件につき 440,200円
住宅部分	一戸建ての住宅	省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)によるもの	200 m ² 未満のもの	1件につき 4,800円	1件につき 34,700円
			200 m ² 以上のもの	1件につき 4,800円	1件につき 38,700円
		省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)によるもの	200 m ² 未満のもの	1件につき 4,800円	1件につき 17,700円
			200 m ² 以上のもの	1件につき 4,800円	1件につき 19,100円
	共同住宅等	省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)によるもの	300 m ² 未満のもの	1件につき 9,500円	1件につき 69,900円
			300 m ² 以上2,000 m ² 未満のもの	1件につき 20,400円	1件につき 116,600円
			2,000 m ² 以上5,000 m ² 未満のもの	1件につき 45,400円	1件につき 198,500円
			5,000 m ² 以上のもの	1件につき 81,300円	1件につき 284,500円
		省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)によるもの	300 m ² 未満のもの	1件につき 9,500円	1件につき 33,300円
			300 m ² 以上2,000 m ² 未満のもの	1件につき 20,400円	1件につき 57,700円
			2,000 m ² 以上5,000 m ² 未満のもの	1件につき 45,400円	1件につき 104,400円
			5,000 m ² 以上のもの	1件につき 81,300円	1件につき 157,900円
複合建築物	非住宅部分認定相当額に住宅部分認定相当額を加算した額				
備考					
<p>「適合証等」とは、次に掲げる書面をいう。</p> <p>(1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項の基準に適合すると評価（登録住宅性能評価機関にあつては、住宅のみの用途に供する建築物又は複合建築物における住戸が認定対象の場合に限る。）して、認定の申請の前に申請者に交付した書面</p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第6項に規定する適合性判定通知</p>					

- 書の写し及び法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証（次号及び第4号において「検査済証」という。）の写し
- (3) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第25条第2項の通知書の写し及び検査済証の写し
- (4) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項に基づく認定に係る都市の低炭素化の促進に係る法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項の通知書の写し及び検査済証の写し
- (5) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4又は等級5（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行の際現に存する建築物の住宅部分にあつては、日本住宅性能表示基準の一部を改正する告示（平成28年消費者庁・国土交通省告示第1号）による改正後の日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費量等級3、等級4又は等級5）に適合している場合に限る。）の写し

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

◆議案第74号 松戸市難病者援護金支給条例の一部を改正する条例の制定について

【障害福祉課】

【提案理由】

難病の患者に対する医療費等に関する法律の制定及び児童福祉法の改正に準じ、難病者援護金の支給対象疾患を増加させる等するため。

【概 要】

難病療養者に難病者援護金を支給することにより、難病療養者の経済的負担を軽減し、生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とする制度

1 改正の内容

	現行	改正後
対象疾患数	65 疾患	<u>324 疾患</u>
対象疾患の内訳		指定難病医療費助成制度 <u>306 疾患</u> ※H27. 1. 1 に 58 疾患を追加し 110 疾患 ※H27. 7. 1 に 196 疾患を追加し 306 疾患
	特定疾患治療研究事業 56 疾患	特定疾患治療研究事業 <u>4 疾患</u>
	小児慢性特定疾患治療研究事業 のうち 5 疾患群	小児慢性特定疾患治療研究事業 <u>14 疾患群</u> (704 疾病)
	松戸市独自認定による慢性腎炎（腎機能不全）・悪性腎硬化症・難治性肝炎・進行性筋ジストロフィー症の 4 疾患	独自認定 4 疾患については、H29. 3. 31 までに申請を行い、認定を受けた者に対しては制度改正後も継続して支給

支給金額	入院療養者 月額 12,000 円 (月 20 日以上入院している者に限る)	入院療養者 月額 <u>10,000 円</u> (月 20 日以上入院している者に限る)
	通院療養者 月額 5,000 円	変更無し
	生活保護受給者 月額 3,000 円	変更無し
支給回数	年 4 回	年 2 回
支給時期	1 月・4 月・7 月・10 月の末日	3 月・9 月の末日
所得制限	所得税額 78,000 円以内 (同一住所居住者のうち最多所得者)	市民税所得割額が 101,000 円以内 (同一住所居住者のうち最多所得者) ※支給対象者数は現行とほぼ同数
備考	医師の診断書等により病気の確認ができた者も助成の対象	千葉県から受給者証等の交付を受けている者が助成の対象 <u>H29. 3. 31 までに申請を行い、認定を受けた者に対しては制度改正後も継続して支給</u>

2 施行予定期日 平成 29 年 4 月 1 日

※制度改正の経過措置として、入院療養者への支給金額については平成 29 年 9 月 30 日まで改正前の額を適用

◆議案第 75 号 松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

【国民健康保険課】

【提案理由】

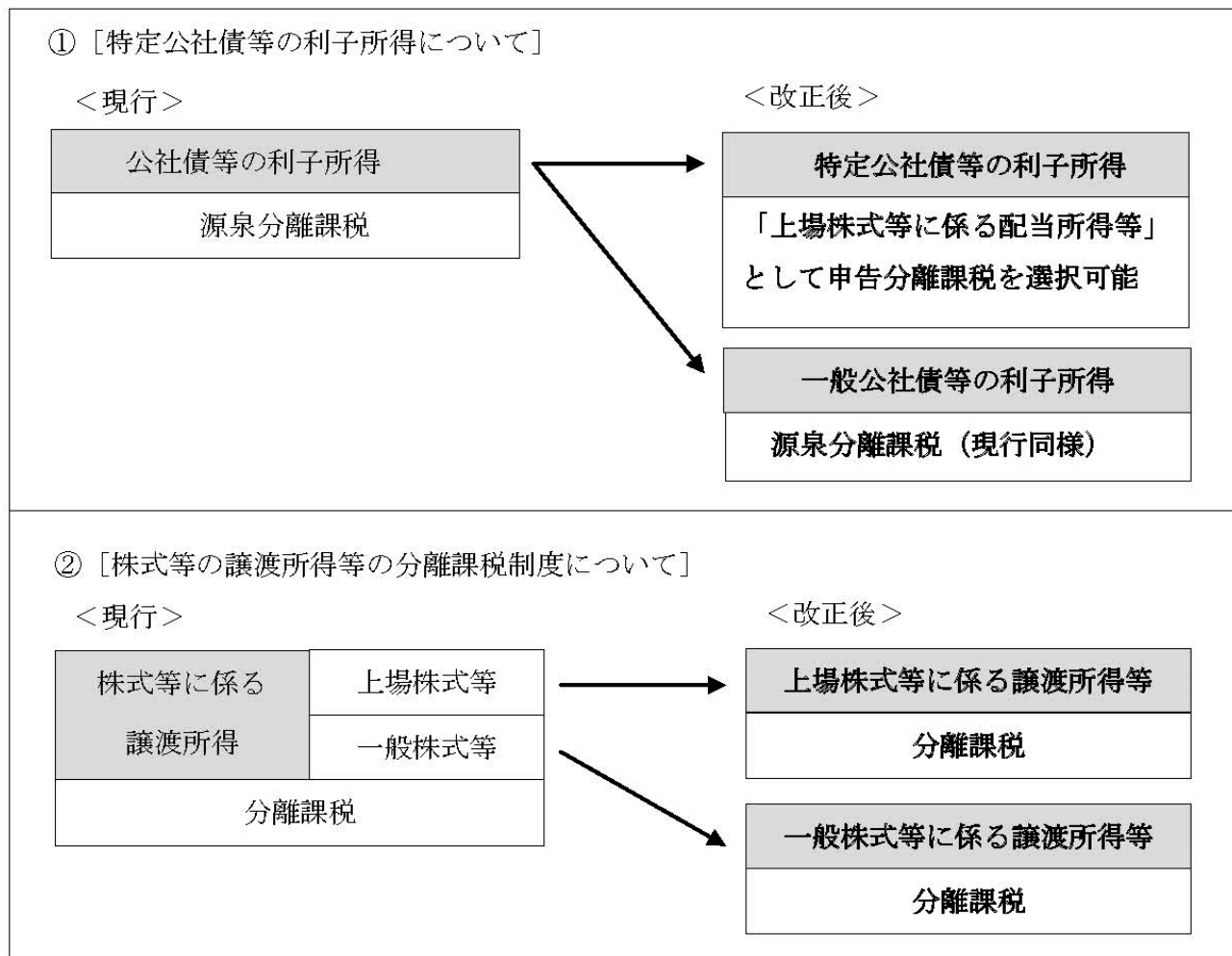
国民健康保険法施行令の改正に準じ、株式等の譲渡所得の課税方法に係る規定等を整備するため。

【概要】

国民健康保険料の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額等に係る規定の整備

(1) 金融所得課税の一体化の拡充に伴う規定の整備

地方税法の一部改正により、①公社債等の利子所得のうち特定公社債等の利子所得が「上場株式等に係る配当所得等」として申告分離課税を選択できるようになったこと並びに、②株式等の譲渡所得等の分離課税制度が「上場株式等に係る譲渡所得等」及び「一般株式等に係る譲渡所得等」に区分され、別々の分離課税制度に改組されることとなり、これに準拠して所要の改正を行う。



(2) 特例適用利子等及び特例適用配当等に係る規定の整備

所得税法等の一部改正により、住民税の課税において「特例適用利子等の額」及び「特例適用配当等の額」が新たに申告分離課税の区分として設けられたことに伴い、新たに設けられた区分の所得を、国民健康保険料の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるため、所要の改正を行う。

◆議案第76号 松戸市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

【介護保険課】

【提案理由】

地域密着型通所介護に係る基準を設けるとともに、指定地域密着型サービスの災害対策の強化及び運営推進会議の開催頻度の緩和に関する規定を追加するため。

【概要】

1 条例改正までの経過

介護保険法の改正により、平成28年4月に地域密着型通所介護（利用定員18名以下の通所介護）

の指定権限が県から市町村へ委譲された。

地域密着型サービスの指定基準は、松戸市の条例で定めることとなっているが、1年間の猶予期間が与えられているため、今般、条例改正をするものである。

なお、今般の改正について、厚生労働省令のとおり改正することを基本とし、本市の実情に応じた独自の基準を追加するものである。

2 改正の主な内容（本市の独自基準を含む）

(1) 地域密着型通所介護について【第61条の2から第61条の20】

基本方針、人員、設備、運営に関する基準（非常災害対策、地域との連携等）を追加する。

(2) 非常災害対策に関する規定について

【第61条の15、82条、104条、151条、179条、191条】

「従業者に周知」を「従業者並びに利用者及びその家族に周知」する規定に改正する。

(3) 記録の保存の規定について【第61条の19】

保存期間を「2年間」から「5年間」として規定する。

(4) 運営推進会議の開催頻度について

【第61条の17、61条の38条、82条、110条、130条、151条、179条、191条、204条】

地域との交流や連携を目的とした運営推進会議の開催頻度を緩和する規定を追加する。

ア 地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護について

「おおむね6ヶ月に1回以上」の開催を原則とするが、市長が認める場合は、「おおむね12ヶ月に1回以上」とする。

イ 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）、看護小規模多機能型居宅介護について

「おおむね2ヶ月に1回以上」の開催を原則とするが、市長が認める場合は、「おおむね3ヶ月に1回以上」とする。

※（2）及び（4）の改正の内容については、既に規定のある地域密着型サービスについても適用することとし、見直しをするものである。

3 施行期日

公布の日から施行（平成29年3月中）

◆議案第77号 松戸市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

【介護保険課】

【提案理由】

指定地域密着型サービス事業の基準に併せ、指定地域密着型介護予防サービス事業について規定の整備を行い、介護予防サービスの質の向上を図るため。

【概 要】

1 条例改正までの経過

介護保険法の改正により、平成28年4月に地域密着型通所介護（利用定員18名以下の通所介護）の指定権限が県から市町村へ委譲されたことに伴い、指定地域密着型サービスの指定基準について改正することとなった。

地域密着型介護予防サービスの指定基準は、松戸市の条例で定めることとなっており、今回の改正については、指定地域密着型サービスの指定基準の見直しに伴い、介護予防サービスについても、本市の実情に応じた独自の基準を追加するものである。

2 改正の主な内容（本市の独自基準）

（1）非常災害対策に関する規定について 【第31条、60条】

「従業者に周知」を「従業者並びに利用者及びその家族に周知」する規定に改正する。

（2）運営推進会議の開催頻度について 【第40条、66条、87条】

ア 介護予防認知症対応型通所介護について

「おおむね6ヶ月に1回以上」の開催を原則とするが、市長が認める場合は、「おおむね12ヶ月に1回以上」とする。

イ 介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護について

「おおむね2ヶ月に1回以上」の開催を原則とするが、市長が認める場合は、「おおむね3ヶ月に1回以上」とする。

※（1）及び（2）の改正の内容については、既に規定のある指定地域密着型介護予防サービスについて、適用することとし、見直しをするものである。

3 施行期日

公布の日から施行（平成29年3月中）

◆議案第78号 松戸市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【人事課】

【提案理由】

松戸市一般職の職員の給与に関する条例の改正に準じ、扶養手当に係る規定の整備をするため。

【概 要】

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、職員の職責に鑑み、管理者が扶養手当の支給を要しないこととした場合は、この限りでない。

【補 足】

- ・病院企業職員の給与に関する規程
- ・水道企業職員の給与に関する規程

企業医療職給料表（一）以外の給料表適用職員

(単位：円)

扶養親族	職務の級	平成28年度 (現行)	平成29年度	平成30年度	平成31年度 以降
配偶者	8級	13,000	10,000	6,500	3,500
	7級以下	13,000	10,000	6,500	6,500
子	—	6,500	8,000	10,000	10,000
配偶者及び子以外	8級	6,500	6,500	6,500	3,500
	7級以下	6,500	6,500	6,500	6,500
職員に配偶者が不在の場合 配偶者以外の扶養親族うち1人		11,000	子	10,000	廃止
			子以外	9,000	
満15歳に達する日後の最初の4月1日から 満22歳に達する日以後の最初の3月31日 までの間にある子の場合		1人につき5,000円を加算 (改正なし)			

企業医療職給料表（一）適用職員

(単位：円)

扶養親族	職務の級	平成28年度 (現行)	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度 以降
配偶者	4級	13,000	10,000	6,500	3,500	0
	3級	13,000	10,000	6,500	3,500	3,500
	2級以下	13,000	10,000	6,500	6,500	6,500
子	—	6,500	8,000	10,000	10,000	10,000
配偶者及び子 以外	4級	6,500	6,500	6,500	3,500	0
	3級	6,500	6,500	6,500	3,500	3,500
	2級以下	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500
職員に配偶者が不在の場合 配偶者以外の扶養親族うち1人		11,000	子	10,000	廃止	
			子以外	9,000		
満15歳に達する日後の最初の4 月1日から満22歳に達する日以 後の最初の3月31日までの間に ある子の場合		1人につき5,000円を加算 (改正なし)				

※ 企業医療職給料表（一）4級の職員については、平成32年度以降、子以外の扶養親族への扶養手当を支給しない。

◆議案第79号 契約の締結について（松戸市中央消防署建設工事）

【消防総務課】

【提案理由】

中央消防署の現地建替えを実施し、基幹的消防署としての機能の充実強化を図るため。

【概要】

- 1 契約の目的 松戸市中央消防署建設工事
- 2 契約の方法 地方自治法施行令第167条の10の2の規定による総合評価一般競争入札
- 3 契約金額 1,190,160,000円
- 4 契約の相手方 松戸市日暮五丁目25番地
株式会社湯浅建設
代表取締役 湯 浅 健 司
- 5 敷地概要
 - (1) 工事場所 松戸市松戸新田114番5
 - (2) 面積 4,736.85 平方メートル
 - (3) 用途地域 第二種住居地域・第一種中高層住居専用地域・近隣商業地域
- 6 工事概要
 - (1) 構造 鉄筋コンクリート造3階建（消防署）
 - (2) 面積 建築面積 1,292.29 平方メートル
延べ面積 3,316.33 平方メートル
 - (3) 最高高さ 12.80 メートル
 - (4) 工事範囲
 - ア 建築工事（杭・^く躯体・^い仕上） 一式
 - イ 昇降機設備工事 一式
 - ウ 太陽光発電設備工事 一式
 - (5) 平面概要 資機材庫、防災備蓄庫、車庫、油庫、防火衣室、仮眠室、救急消毒室、事務室、食堂、厨房、会議室、トレーニング室、指令室
 - (6) 仕上げ概要

ア 外部仕上げ

屋根	コンクリート金ゴテ、表面研磨処理下地、AXSP防水（高耐久仕様）
外壁	コンクリート打放し、50角二丁掛磁器質タイル直貼り

イ 内部仕上げ

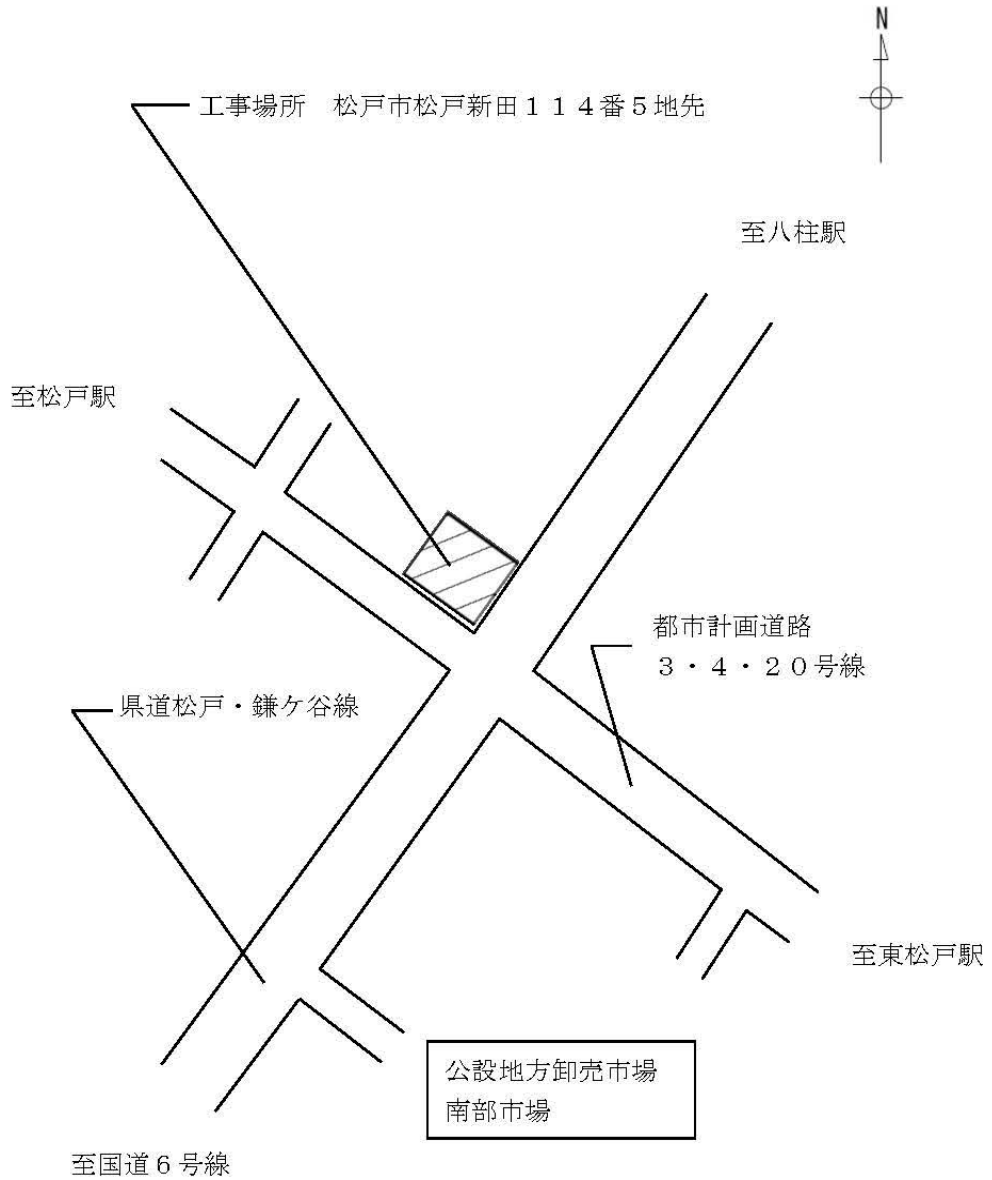
主要室名	床	巾木 ^{ほぞ}	壁	天井
資機材庫	ケイ酸塩系コンクリート表面強化剤	同床材仕上げ	つや有り合成樹脂エマルションペイント塗装	化粧石膏ボード ^{こう}

防災備蓄庫	エポキシ樹脂系塗床	〃	〃	不燃断熱材打込
車庫	ケイ酸塩系コンクリート表面強化剤	〃	〃	〃
油庫	〃	〃	〃	同壁材仕上げ
防火衣室	エポキシ樹脂系塗床	〃	〃	化粧石膏ボード
仮眠室	タイルカーペット	ビニル巾木張り	〃	〃
救急消毒室	エポキシ樹脂系塗床	同床材仕上げ	化粧硬質セメント板	結露防止塗材
事務室	帯電防止ビニル床タイル	ビニル巾木張り	つや有り合成樹脂エマルションペイント塗装	ロックウール吸音板
食堂	防汚性ビニル床シート	〃	〃	化粧石膏ボード
厨房	防滑性ビニル床シート	同床材仕上げ	メラミン化粧板	つや有り合成樹脂エマルションペイント塗装
会議室1	帯電防止ビニル床タイル	ビニル巾木張り	つや有り合成樹脂エマルションペイント塗装	ロックウール吸音板
会議室2	防汚性ビニル床シート	〃	〃	化粧石膏ボード
トレーニング室	帯電防止ビニル床タイル	〃	〃	〃
指令室	〃	〃	〃	ロックウール吸音板

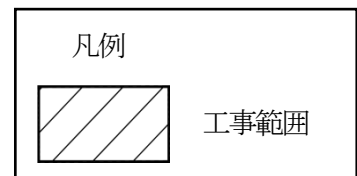
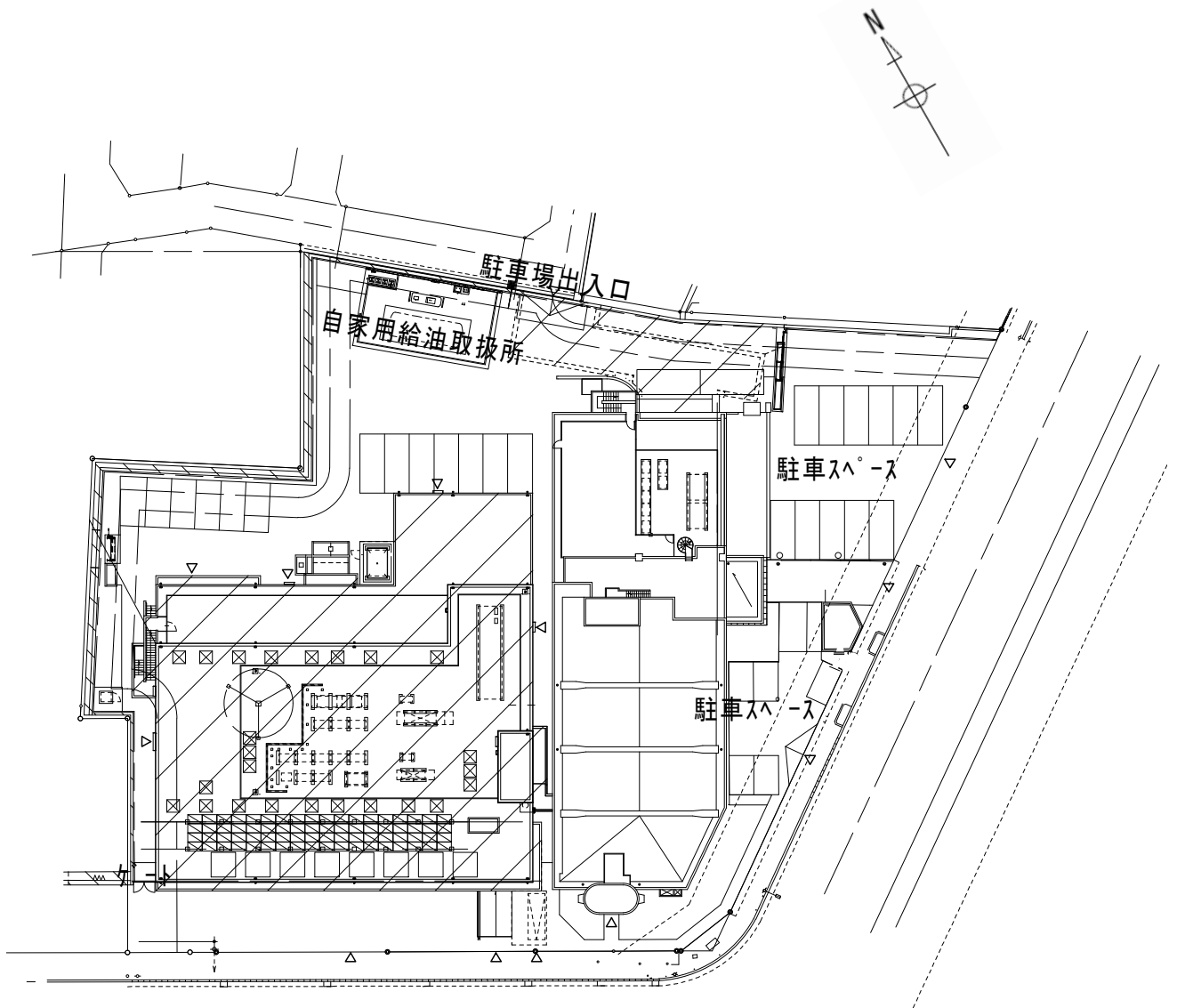
7 工 期 市議会の議決を得た日の翌日から平成31年1月31日まで

松戸市中央消防署建設工事

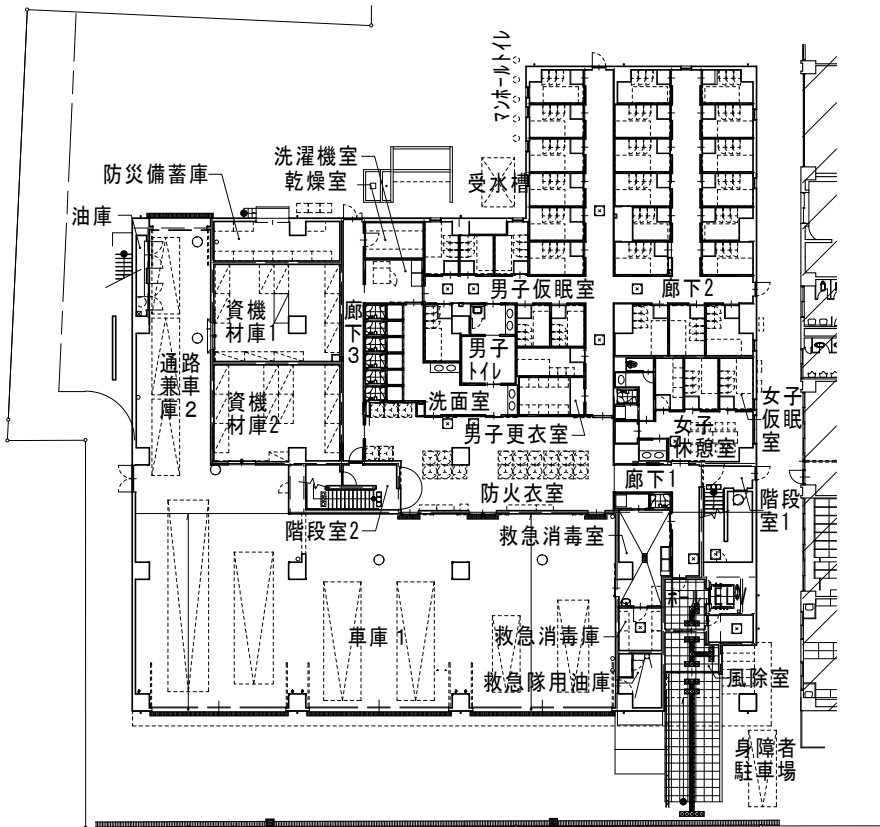
案内図



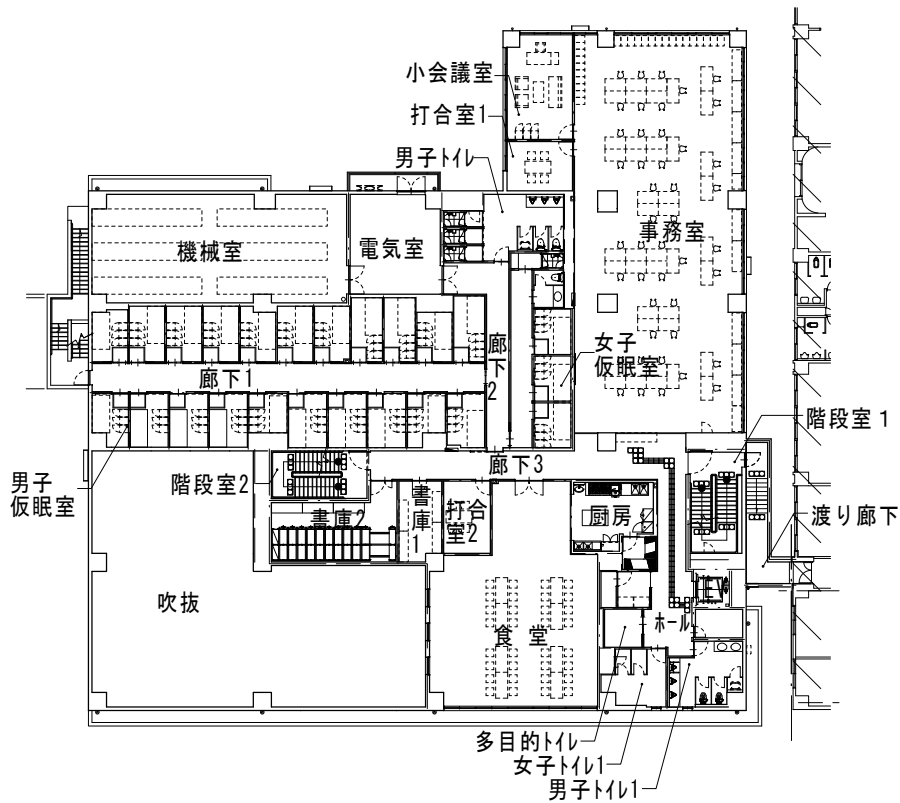
配置図



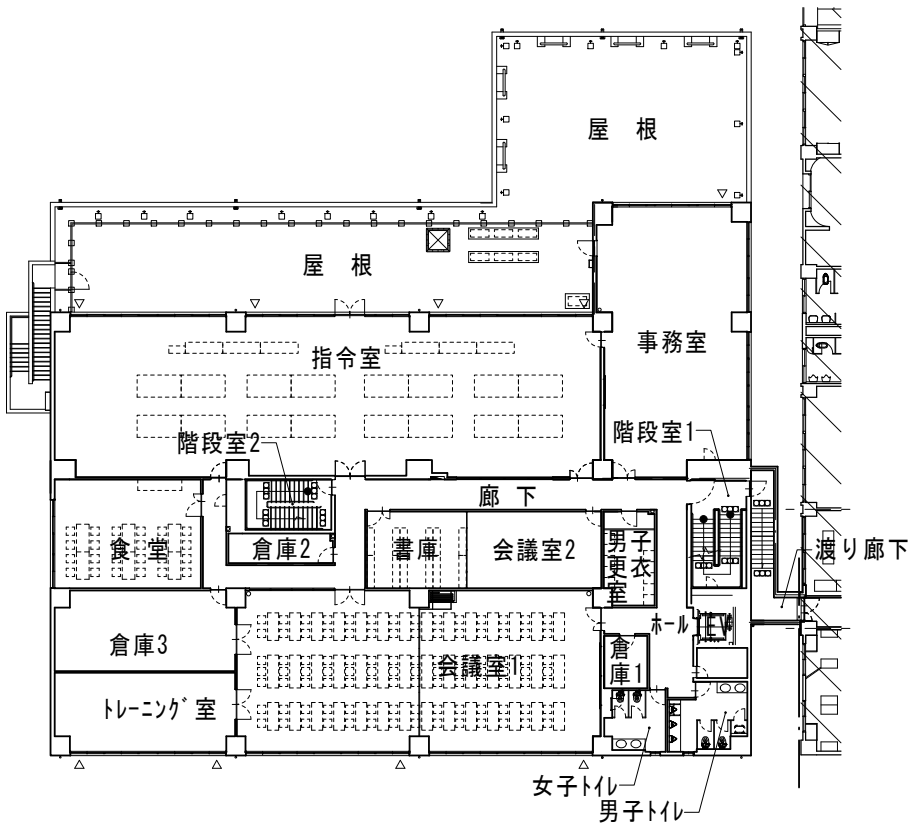
1 階平面図



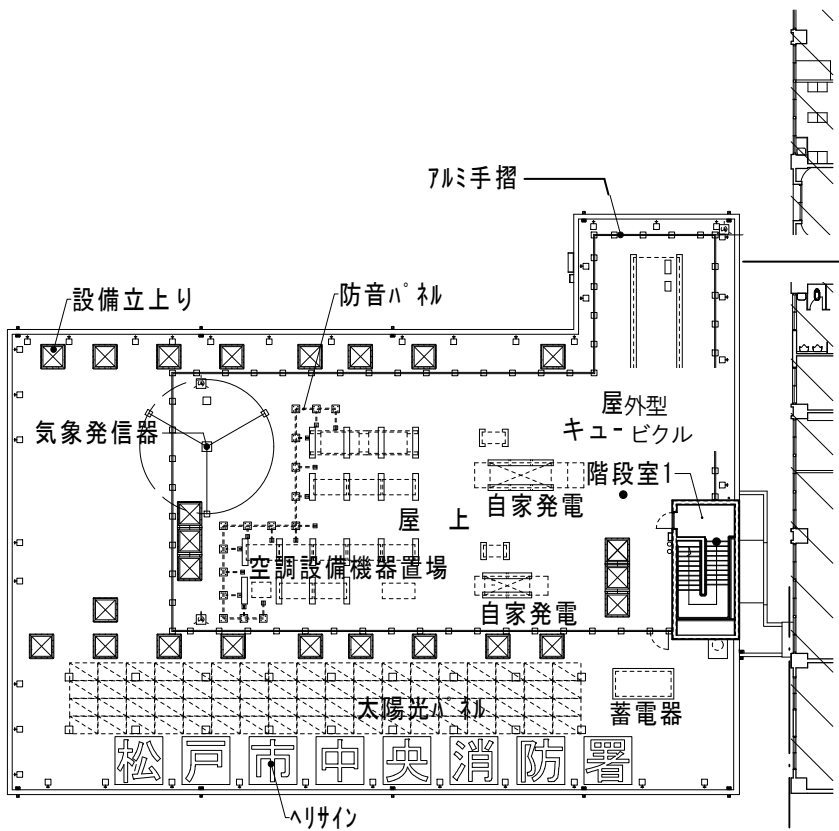
2 階平面図



3 階平面図



屋上階平面図



◆議案第80号 契約の締結について（松戸市中央消防署建設機械設備工事）

【消防総務課】

【提案理由】

中央消防署建設工事と併せ、同消防署に係る機械設備工事を実施するため。

【概要】

- 1 契約の目的 松戸市中央消防署建設機械設備工事
- 2 契約の方法 地方自治法施行令第167条の10の2の規定による総合評価一般競争入札
- 3 契約金額 317,520,000円
- 4 契約の相手方 松戸市馬橋1796番地
株式会社大出水道
代表取締役 大出七郎
- 5 工事概要 (1) 給水設備
(2) 排水通気設備
(3) 給湯設備
(4) 消火設備
(5) ガス設備
(6) 冷暖房設備
(7) 自家給油設備
(8) 非常給油設備
(9) 自家用発電機設備
- 6 工期 市議会の議決を得た日の翌日から平成31年1月31日まで

◆議案第81号 契約の変更について（松戸市立小中学校空調設備整備PFI事業）

【教育施設課】

【提案理由】

空調設備の引渡しを受け、事業費の一部である割賦金利が確定したため。

【概要】

- 1 事業名 松戸市立小中学校空調設備整備PFI事業
- 2 事業場所 松戸市立中部小学校 ほか63小中学校（小学校44校、中学校20校）
- 3 対象教室 普通教室、特別支援教室、音楽室、校長室、職員室のうち1,427室
- 4 契約金額 (1) 当初の契約金額 4,778,090,800円
(2) 変更後の契約金額 4,761,647,758円
(3) 変更による減額分 16,443,042円
- 5 契約の相手方 松戸市金ヶ作58番地の15
(議決時：松戸市殿平賀125番地の1-503号)

松戸SAパートナーズ株式会社

代表取締役 高田 貞二

6 事業期間 平成28年3月23日から平成41年3月31日まで

◆議案第82号 調停の成立について

【建設総務課】

【提案理由】

申立人の主張を一部受け入れ、事件の早期解決を図るため。

【概要】

- 1 事件の概要 申立人所有の土地を市が買い取ることを求めるもの
- 2 調停の要旨
 - (1) 申立人は、市に対し、本件土地を現に単独所有し、本件土地につき他に所有権及びその他の権利を有する者はなく、またこれまでにこれらを主張する者もなく、今後もないことを確約する。
 - (2) 申立人は、本件土地を現況道路敷地部分と現況道路敷地以外の土地の二つに分割した上で、市に対し、現況道路敷地を無償にて寄附し、現況道路敷地以外の土地を金244,000円で売り渡し、いずれも市の所有とする。
 - (3) 申立人は、市に対し、本件土地を現況道路敷地部分と現況道路敷地以外の土地に分筆登記手続きをした上で、現況道路敷地については寄附を登記原因とし、現況道路敷地以外の土地については売買を原因とする所有権移転登記手続きをする。
 - (4) 登記手続費用の内、印鑑証明書発行手数料は申立人の負担とし、その余の費用は市の負担とする。
 - (5) 申立人は、市に対し、市が瑕疵なく現況道路敷地と現況道路敷地以外の土地の完全なる所有権を取得できるように隣接所有者との境界確定や現地測量のための立会い、登記手続等の一切に積極的に協力する。
 - (6) 市は、申立人に対し、登記手続が支障なく全て完了後、1か月以内に244,000円を支払う。
 - (7) 申立人は、その余の請求を放棄する。
 - (8) 申立人及び市は、本調停事項に定めるほか、本件に関し何らの債権債務のないことを相互に確認する。
 - (9) 調停費用は各自の負担とする。

◆議案第83号 和解について

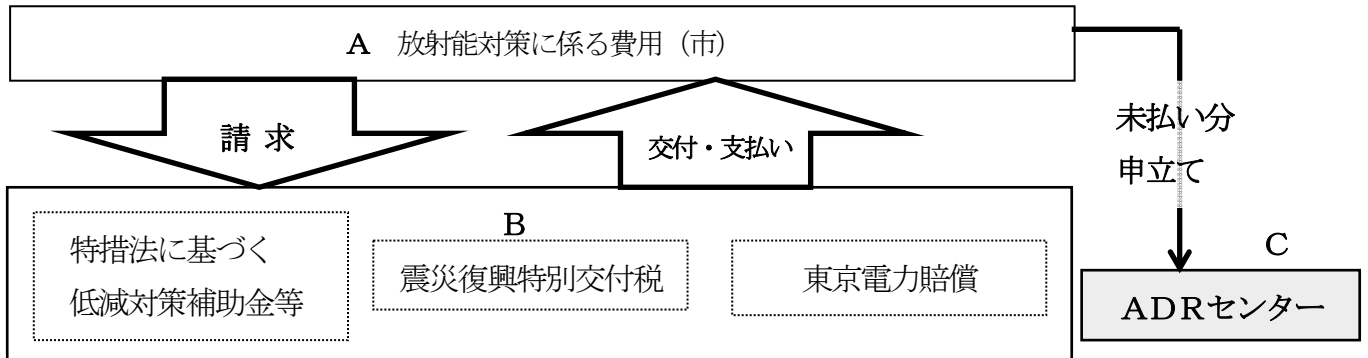
【環境政策課 放射能対策担当室】

【提案理由】

原子力損害賠償紛争解決センターの和解案を受け入れ、損害賠償金を受領するため。

【概要】

1 放射能対策に係る経費の概要



2 経緯

本市では、東日本大震災による東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故により被った損害について、東京電力ホールディングス株式会社（旧商号：東京電力株式会社）に対し、賠償するよう交渉してきた。

しかし、賠償に進展が見込まれないことから、平成27年3月27日に平成23・24年度分の未だ措置されていない経費である、2億8,522万5,455円（弁護士費用含む）について、原子力損害賠償紛争解決センター（以下「ADRセンター」という。）へあっせんの申立てを行い、審理に対応してきた。

平成29年1月25日付けでADRセンターから、当該申立てに対する和解契約書案が提示され、その後、東京電力ホールディングス株式会社が平成29年2月7日で受諾回答をした。

本市においても当該和解契約書案をもって受諾し、相手方と和解する。

3 和解契約書案の主な内容について

- ・和解金額は1億281万4,600円とする
- ・本和解契約書原本を相手方が受領した日の翌日から14日以内に和解金を支払う
- ・本市は除染業務委託費用・広報費用を国や県に重複請求を行わない
- ・本和解に定める金額を超える部分は本和解の効力が及ばず、本市が相手方に対して別途損害賠償請求することを妨げない
- ・本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、本市は相手方に対して別途請求しない
- ・本件に関する手続き費用は、各自の負担とする

(和解金額の内訳)

	請求内容	申立て額(円)	和解金額(円)	割合
事業費	環境放射線低減対策	78,941,337	78,500,000	99.44%
	測定器購入費(平成23年度)	277,200	200,000	72.15%
	除染経費[住宅除染](平成24年度)	78,664,137	78,300,000	99.54%
	廃棄物処理	23,310	20,000	85.80%
	下水道事業経費[活性炭測定経費] (平成24年度)	23,310	20,000	85.80%
事業費計		78,964,647	78,520,000	99.44%
人件費	専任職員給与(平成23年度)	23,697,273	2,600,000	10.97%
	非専任職員時間外手当(平成23年度)	6,017,058	4,700,000	78.11%
	非専任職員時間内給料・共済等 (平成23年度)	58,950,391	0	0%
	特殊勤務手当(平成23年度)	673,600	600,000	89.07%
	臨時職員賃金(平成23年度)	2,834,064	2,800,000	98.80%
	専任職員給与(平成24年度)	56,396,763	5,600,000	9.93%
	非専任職員時間外手当(平成24年度)	3,318,929	3,100,000	93.40%
	非専任職員時間内給料・共済等 (平成24年度)	44,102,286	0	0%
	臨時職員賃金(平成24年度)	1,962,907	1,900,000	96.80%
人件費計		197,953,271	21,300,000	10.76%
事業費・人件費計		276,917,918	99,820,000	36.05%
弁護士費用		8,307,537	2,994,600	—
合計		285,225,455	102,814,600	36.05%

※弁護士費用は最終的な和解金額で事業費・人件費の合計で和解した場合に想定される金額の3%となります

※和解金額は損害項目ごとに1万円未満ないし100万円未満を切り捨て

4 賠償請求及び申立ての状況

平成29年1月25日現在(単位:円)

	放射能対策に係る費用の合計 (A)	受領済額 (B)	ADRセンターへの申立状況			(和解した場合)	
			申立額(C)	和解金額 (D)	割合	受領額 (B)+(D)	割合
平成23年度分	577,042,870	484,593,284	92,449,586	10,900,000	11.79%	495,493,284	85.87%
平成24年度分	1,817,198,628	1,632,730,296	184,468,332	88,920,000	48.20%	1,721,650,296	94.74%
平成23-24年度計	2,394,241,498	2,117,323,580	276,917,918	99,820,000	36.05%	2,217,143,580	92.60%
※弁護士費用	*	*	8,307,537	2,994,600	*	2,994,600	*
平成23・24年度合計	2,394,241,498	2,117,323,580	285,225,455	102,814,600	36.05%	2,220,138,180	92.73%

※弁護士費用は平成23-24年度計の和解金額(D)の3%となります

5 和解契約書案受諾の判断理由

本市では、先に和解を受け入れた自治体の和解内容の結果をもとに、代理人弁護士と和解契約書案の内容について相談した結果、内容については概ね妥当なものと判断いただいたことから、受諾した。

6 和解契約書案で認められなかった経費の今後について

和解契約書案で損害として認められなかった経費については、損害賠償請求することを妨げないとされているため、再度の申立てや民事訴訟の提起は可能となっている。

今後は、本市と同様に申立てをした、他自治体の和解結果や動向を注視しながら、顧問弁護士の助言等を踏まえ、引き続き賠償請求を行うかを検討していく。

- ◆議案第84号 農業委員会委員の任命について
- ◆議案第85号 農業委員会委員の任命について
- ◆議案第86号 農業委員会委員の任命について
- ◆議案第87号 農業委員会委員の任命について
- ◆議案第88号 農業委員会委員の任命について
- ◆議案第89号 農業委員会委員の任命について
- ◆議案第90号 農業委員会委員の任命について
- ◆議案第91号 農業委員会委員の任命について
- ◆議案第92号 農業委員会委員の任命について
- ◆議案第93号 農業委員会委員の任命について
- ◆議案第94号 農業委員会委員の任命について
- ◆議案第95号 農業委員会委員の任命について

◆議案第96号 農業委員会委員の任命について

◆議案第97号 農業委員会委員の任命について

【農政課】

【提案理由】

議案第84号から議案第97号は、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、新制度の農業委員会委員を任命するため。

◆議案第98号 教育委員会委員の任命について

【教育企画課】

【提案理由】

本市教育委員会委員のうち、1人の任期が平成29年3月24日をもって満了するので、後任者を任命するため。

◆議案第99号 人権擁護委員候補者の推薦について

◆議案第100号 人権擁護委員候補者の推薦について

【行政経営課】

【提案理由】

議案第99号及び議案第100号は、人権擁護委員の任期満了に備え、後任の候補者を推薦するため。